



ロゴマーク：

例



## キャラクターに関する譲渡契約書

キャラクター作者氏名（以下、「甲」という。）と、いわて高等教育コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）〔代表校 国立大学法人岩手大学〕（以下、「乙」という。）とは、別紙記載のロゴマークの著作権、意匠権、商標権その他の権利譲渡に関し、次の通り契約を締結する。

### （譲渡）

第1条 甲は、本コンソーシアムの代表校である乙に対し、別紙記載のキャラクターおよび当該キャラクターに関連するキャラクター（以下、「本キャラクター」という。）に関する著作権、意匠権、商標権その他全ての権利を譲渡する。

### （対価）

第2条 乙は、甲に対し、前条の一切の対価として総額50,000円（消費税込）を本契約締結後すみやかに1回払いにて支払うものとする。

### （著作者人格権）

第3条 甲は、本キャラクターの著作物について、乙及び乙より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者、並びに本コンソーシアム構成校に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

### （保証）

第4条 甲は乙に対し、本キャラクターが第三者の著作権、意匠権、商標権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

2 万一、本キャラクターについて第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、乙の責任と費用負担においてこれを処理するものとする。

### （解除）

第5条 乙は、甲が創作した本キャラクターが、第三者が有する著作物、意匠、標章からの盗用であったことが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除するものとし、第2条の対価を乙に返還する。

### （協議）

第6条 本契約に定めのない事項、又は本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的協議の上解決する。

### （管轄）

第7条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、盛岡地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名及び押印の上、各自1通を保有する。

平成22年2月6日

甲 キャラクター作者住所

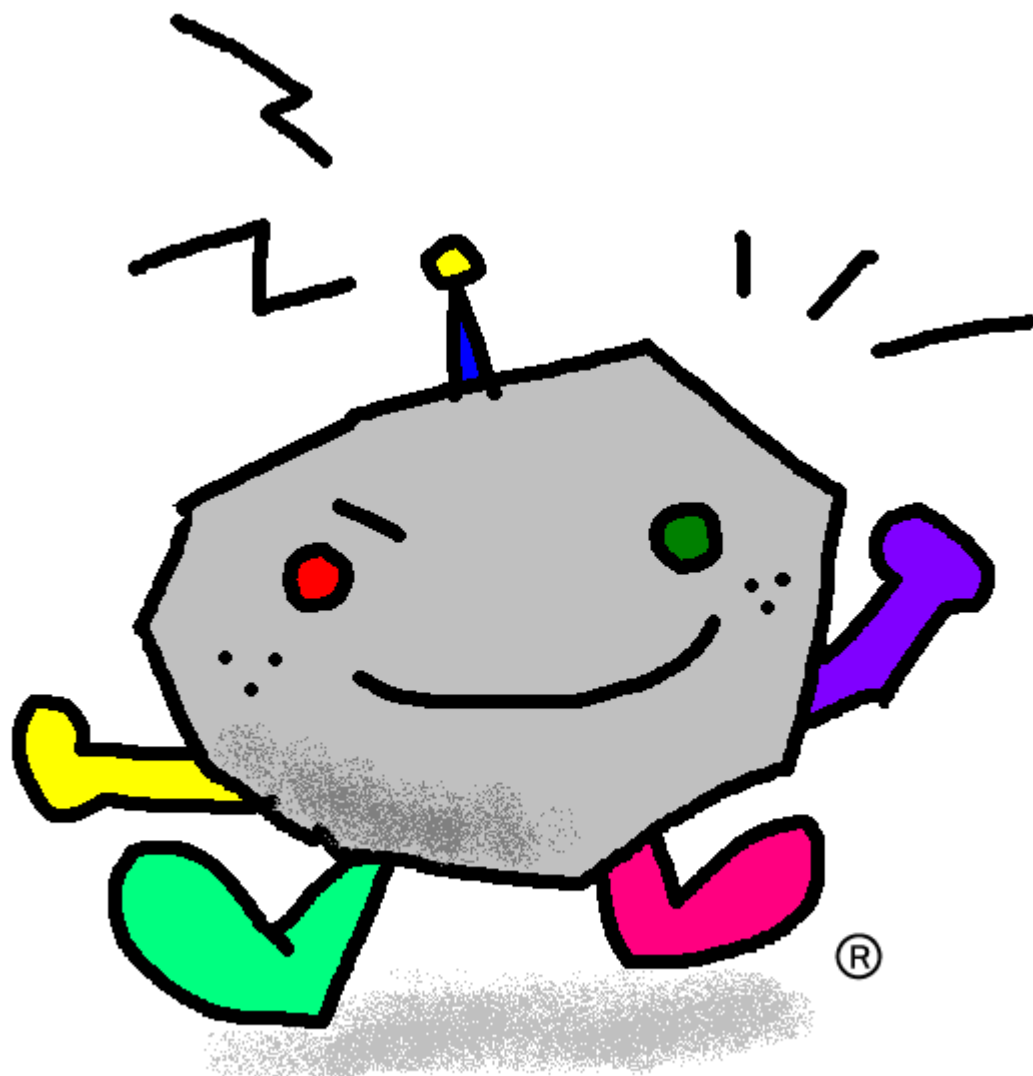
作者氏名

乙 岩手県盛岡市上田三丁目18-8

いわて高等教育コンソーシアム  
代表校：国立大学法人岩手大学  
学長 藤井 克己

キャラクター：

例



がんちゃん